

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「世界の北海道」を目指して
-北海道総合開発計画ハのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和5年1月24日

<u>「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」</u> について意見を募集します

北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた釧路川水系河川整備計画の見直しを進めるに当たり、河川法第16条の2第4項の規定に基づき、関係住民の方々からご意見を頂くため、下記のとおり「原案を縦覧」するとともに「住民説明会」「公聴会」を開催しますのでお知らせします。

記

- 1. 縦覧場所:釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、釧路建設管理部、釧路開発建設部 また、釧路開発建設部ホームページでも閲覧いただけます。
- 2. 縦覧期間:令和5年1月24日(火)から令和5年2月20日(月)まで (各市町村等の開庁時間内に限ります。)
- 3. 住民説明会:令和5年1月31日(火)18:00~/釧路市交流プラザさいわい 令和5年2月 1日(水)18:00~/弟子屈町社会老人福祉センター 令和5年2月 2日(木)18:00~/標茶町コンベンションホールういず
- 4. 意見の募集期間:令和5年1月24日(火)から令和5年2月20日(月)まで (郵送の場合は必着、メール・FAXの場合は17:00までの送信分有効)
- 5. 公聴会:令和5年2月22日(水) 18:00~/釧路市交流プラザさいわい
- 6. 詳細を別紙1に記載しておりますのでご確認ください。

縦覧、住民説明会、公聴会への参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策(マスク着用、 手指の消毒、「密」の回避など)徹底をお願いいたします。

*河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

[参考] 釧路開発建設部ホームページ(釧路川水系河川整備計画)

https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000002c5f.html

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

治水課 課長 市川 嘉輝 電話:0154-24-7250 (内線 3291)

治水課 流域計画官 濱中 昭文 電話:0154-24-7250 (内線 3288)

釧路開発建設部ホームページ https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/



「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」に対する意見募集について

令和5年1月24日

国土交通省北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた釧路川河川整備計画の見直しを進めるに当たり、「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」について、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

釧路川流域の市町村(釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村)にお住まいの皆様等、 関係住民の皆様から「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」に関するご意見を伺います。

2. 意見募集期間

令和5年1月24日(火) 14:00~令和5年2月20日(月) 17:00必着 (郵送の場合は当日必着、メール・FAX は17:00までの送信分まで有効)

3. 提出方法

意見は、別添の意見書に記入していただくか、下記①から⑦の項目を記入していただいたものを電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下4. まで提出してください。

- ① 氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名、 担当者名)
- ② 住所(市町村名)
- ③ 連絡先(電話番号又はメールアドレス)
- ④ 年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)(企業・ 団体の場合は不要)
- ⑤ 釧路川との関わり
- 6 意見

始めに「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」の該当箇所(章、ページ)を記入 してください。

⑦ 公述の希望確認

4. 提出先

○電子メールの場合

hkd-ks-kushiro@gxb.mlit.go.jp

件名に「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局宛 と明記してください。

○ご郵送の場合

〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部 治水課 「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

OFAXの場合

国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部 治水課 「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛 FAX番号: 0154-24-6839

5. 注意事項

① 意見が200文字を超える場合は、あわせてその内容の要旨(200字以内)を記載いただきますようお願いします。

- ② 日本語で記入してください。
- ③ 頂いたご意見とともに、属性(市町名、年代)を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ 皆様から頂いたご意見に対して、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理し、 論点ごとに考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その 旨ご了承願います。
- ⑥ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び以下のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

釧路開発建設部ホームページ

(釧路川水系河川整備計画「変更](原案)の縦覧及び意見募集について)

https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000002i2h.html

② 資料の入手等の場所

募集期間中(土日祝日を除く開庁時間)は、以下の場所において、「意見募集要領」及び「意見提出様式」の入手が可能です。また、「釧路川水系河川整備計画[変更](原案)」の縦覧を行っています。

- ・釧路市役所 本庁舎 1階 玄関ホール(釧路市黒金町7丁目5番地) ※玄関ホール内の市政情報コーナーにあります。
- ・釧路町役場 1階 玄関ホール(釧路町別保1丁目1番地) ※正面玄関を入って、右側にあります。
- ・標茶町役場 1階 ホール (標茶町川上4丁目2番地) ※玄関ホール内にあります。
- ・弟子屈町役場 1階 玄関ホール(弟子屈町中央2丁目3番1号) ※正面玄関を入って、左側にあります。
- ・鶴居村役場 1階 玄関(鶴居村鶴居西1丁目1番地) ※玄関を入って、左側にあります。
- ・釧路建設管理部 3階 閲覧室(釧路市双葉町6番10号) ※階段を上がった後、右へ進んでいただくと左手にあります。
- ・釧路建設管理部弟子屈出張所 1階 会議室(弟子屈町桜丘3丁目4番10号) ※正面玄関を入って右側にあります。
- ・釧路開発建設部本部(釧路市幸町10丁目3番地) ※正面玄関を入って、左側にあります(遊学館側)。

7. 住民説明会

釧路川水系河川整備計画[変更](原案)に関する住民説明会を以下の日程で行う予定です。 説明時間は1時間程度を予定しております。

〇日時/場所:

令和5年1月31日(火) 18:00~/釧路市交流プラザさいわい

令和5年2月 1日(水) 18:00~/弟子屈町社会老人福祉センター

令和5年2月 2日(木) 18:00~/標茶町コンベンションホールういず

8. 公聴会の開催

釧路川水系河川整備計画[変更](原案)に関する公聴会を以下の日程で行う予定です。

- 〇日時 令和5年2月22日(水) 18:00~
- 〇場所 釧路市交流プラザさいわい

9. 公聴会の実施方法

- ① 公述人は予め提出していただいている意見書の範囲で公述いただきます。
- ② 公述時間は一人当たり 15 分以内を目安とさせていただきますが、公述していただく人数が多数の場合、短縮させていただくことがあります。
- ③ 公述人は公聴会での質問はできません。
- ④ 北海道開発局は公聴会では説明を行いません。
- ⑤ 公述希望者が多数の場合には、提出された意見書を踏まえ、公述人の選定をさせていただきます。なお、選定の結果は公述希望者全員に文書でご連絡いたします。
- ⑥ 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- ⑦ 公聴人が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。
- ⑧ 公聴人は公聴会において意見を述べることはできません。
- ⑨ 交通費は支給されません。
- ⑩ 公述の希望者がいない際には中止とさせていただきます。中止の際には釧路開発建設部 HP にてご案内いたします。

10. その他

縦覧、住民説明会、公聴会への参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策(マスク着用、手指の消毒、「密」の回避など)の徹底をお願いします。

<応募手続等に関する意見募集 事務局>

国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 治水課

TEL: 0154-24-7250

釧路川水系河川整備計画[変更](原案)に関する										
					 意	見	書			
	/ 工 7 > ユ	+	/	L >'.	11 0 H	<u> </u>		. , , , , , = , , , , , , , , ,		
(郵送・または FAX 用) ※メールの場合は以下の内容が分かるよう記載ください。										
令和	年	月	日				# *	AU 05 00 0 0 0 0 0 0	m	
							北海道開発局	釧路開発建設部	治水課	宛
フリガナ										
<u>①氏名</u>					<u>(4</u>	年代				
<u>②住所</u>	(市町村	<u> </u>								
③連絡先(電話番号又はメールアドレス)										
⑤釧路川との関わりについてお書きください(例:釧路川を川下り等で利用している)										
⑥意見	l. \-	- .	#=! 	-	F = 1	=				
釧路川水系河川整備計画 [変更] (原案) の該当箇所 第章ページ										
※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出して下さい。										
*I	頁いたご	意見は、	、公述を希	望しない	・場合でも	氏名·連	絡先を除いてな	込表する場合がござい	ます。	
×	ご意見に	対する	個別の回	回答はい	たしかねる	ます。あ	らかじめ御了え	なください。		
⑦公聴:	会でのな	☆述につ	ついて(〇印を付	けけてくた	きさい)				
	公立	<u> </u>	• 希	望します	۲		・希望しませ	· 6		
×	公述を着	希望され	こる方は.	、時間帯	やご意見	の内容	等について確	 認させていただく	場合がご	ざい
ますので、日中に連絡のとれる連絡先(電話番号)を御記入ください。										
	連絡兒	も(電詞	舌番号)			_		_		

FAX: 釧路開発建設部 治水課 0154-24-6839